

# 長野県の光害防止条例制定に関する要望書

塩尻星の会 代表 百瀬 雅彦

長野県議会 2月定例会において、3月3日の一般質問②に含まれておりました「光害防止の条例」について阿部知事が条例改正について前向きな答弁をされたことを踏まえ、塩尻星の会では、全国で既に制定されている光害および星空環境保全の条例や指針を調査しました（別紙、参考資料「全国の光環境に関する条例調査」）。

調査の結果、長野県に必要と思われる条例項目を拾い出しましたので、制定される条例に盛り込んでいただきたく、要望として提出いたします。

## I 全国の条例まとめ

全国の条例を調査したところ、以下のような項目について規定している。

| 項目       | 内容  |
|----------|---|
| 1.目的(理念) | 環境や星空の保全、景観維持、観光への活用  |
| 2.規制の内容  | 投光器(サーチライト)の禁止<br>上方漏れ光の改善、光源の波長に配慮することが望ましい<br>消灯の協力(時間消灯やタイマーおよびセンサーの利用を推進) |
| 3.責務     | 行政、市民、事業者それぞれの責務  |
| 4.監視体制   | 審議会の設置、管理者の努力義務<br>広告などは事前届出  |
| 5.調査     | 必要に応じて  |
| 6.支援、補助  | 技術的支援、経費の補助<br>照明器具の改善に対し、補助金を設定している場合もある                                     |
| 7.改善命令   | 首長の権限、審議会の提言  |
| 8.罰則     | 管理者名と状況の公表、罰金(5万円以下)  |
| 9.啓蒙     | 教育活動及び学習活動  |

## II 長野県で制定される条例に盛り込んでいただきたい内容

### 1.目的(理念)

(1)環境省の光害対策ガイドラインの趣旨である「漏れ光や障害光を抑えた良好な光環境」を実現し、より低エネルギーで豊かな生活を営むこと

(2)議会答弁の中で知事の発言にもありました以下の表現

「美しい星空は、観光資源としても、また、生活環境の一部としても、きわめて重要な財産」

「次世代に引きついでいかなくてはいけない」

上記2点の考えを基本に、さらに長野県らしい要素、たとえば、「長野県は宇宙県」松本宣言にある「標高が高く、天文研究や宇宙産業が盛んな宇宙に近い県」や、長野県星空継続観察ワーキンググループで目指している「すべての市町村で天の川が見える県」などの優位性を示す表現を盛り込んでいただきたいと考えます。

## 2.規制の内容

規制の内容としては、他県等の条例を参考に、禁止すべきものから推奨する行為までを以下に分類いたしました。

### (1)照明器具に関する禁止事項

- ・サーチライト、レーザー等の投光器の使用
- ・上向き照明装置で天空を照らす行為
- ・点滅や動きを伴う照明器具の設置  
但し、以下の場合には適用除外とする
  - － 災害発生時
  - － 祭典等の催物において一時的に使用する場合
  - － 試験又は研究のために一時的に使用する場合

### (2)照明器具に関する改善事項

- ・自動車を運転する際、運転手を眩惑する照明の角度及び照度の改善
- ・下方から上向きに広告や、建物を照らす照明を下向きに照らすように改善
- ・照明器具を、上方への漏れ光の少ないものへの交換

### (3)照明器具の交換・新規設置する際の配慮事項

- ・漏れ光の少ないフルカットオフ型照明器具を適切な角度で設置する
- ・特定の輝度を越えない照明器具を設置する
- ・特定の輝度を越えないよう、環境省の「地域照明計画策定マニュアル」を参考に、地域別に数値目標を設ける
- ・過度な発色の光を発する照明器具を避け 3,000K 程度の電球色の照明が望ましい

### (4)照明の運用に関する配慮事項

- ・看板及び店舗周りの屋外照明は閉店後に消灯または減光する
- ・深夜まで営業する店舗や事業所についても 22 時以降は消灯または減光に努める
- ・防犯を目的とする照明は、防犯効果を上げるためにセンサーなどで点灯するようにする
- ・防犯目的以外の照明においても、必要なときに点灯するタイマーやセンサーの活用を推奨する

### (5)地域事情による配慮事項

- ・環境省の光害対策ガイドラインの「地域の照明環境」の分類でさらに以下の注意を必要とする
  - ①照明環境Ⅰ（自然公園や里地等。本質的に暗い地域）
  - ②照明環境Ⅱ（村落部や郊外の住宅地等）
- ・自然保全の観点から、22 時以降は屋外照明を極力消灯する。
- ・安眠環境を維持するため、漏れ光のないフルカットオフ型照明器具で、かつ深夜は消灯する

## 3. 責務

- ・公害防止条例と同様、県、市町村、事業者、住民それぞれで負う

## 4. 監視体制

- ・公害防止条例では事業者による事前届け出が監視方法の一つになっていますが、照明設計について事前届け出方式が可能か、また既存の照明の調査をどのようにするかなどの課題があります。
- ・事業者の責務にするには裁量範囲が不明確なため、当面は、申し立て窓口を明確にし、住民からの監視報告を拾い集める方式が効率的と思われる。
- ・また、環境省で実施している「星空観察」の集計結果を利用し、前回より大きく悪化した箇所を調査対象にする、などの方法もあると思われる。

## 5. 調査

- ・必要に応じて立ち入り、調査を実施という形になると考えられますが、調査基準をある程度明確にしておく(目安の輝度や上方漏れ光の影響範囲など)必要があると思われます。
- ・特に上方漏れ光の影響範囲は計測が難しく、たとえば 2km 離れた場所から上方の光束が確認できるかどうか、などの新基準が必要になると考えられます。

## 6. 支援、補助

- ・照明器具については、漏れ光が多いなど光害対策ガイドラインに即していないものが多いため、あると思われる照明器具を選定できるよう助言や指導が必要になると考えられます。また、既存の照明器具を更新する際に、一部補助を行うことで、良好な光環境への改善を促進させる効果があると思われれます。

## 7. 改善命令

- ・調査結果により照明の消灯および改善の勧告と命令ができる規定が必要になると考えられます。

## 8. 罰則

- ・氏名の公表、および罰金(過料)の規定が必要です。

## 9. 啓蒙

- ・条例の制定に合わせて、光害についての啓蒙活動(講習会や SDGs に合わせての情報発信)をお願いいたします。
- ・長野市や、近県では山梨県で実施しているようなライトダウンキャンペーンを県下各地で検討していただきたいと思えます。

## 10. おわりに

この要望書に記述した内容は、塩尻星の会で独自に調査した全国の事例(別紙、参考資料「全国の光環境に関する条例調査」)を元としています。調査漏れの自治体がありましたらご容赦ください。ぜひ全国の条例の実例を参考にいただき、長野県にふさわしい条例はどんな内容か、を深く検討していただき、実効性のある条例制定を期待しています。

なお塩尻星の会は、2003 年から継続して光害の調査(夜空の明るさ調査)及び光害関連の情報収集を行っています。また 2014 年度「星空の街・あおぞらの街全国大会」(環境省主催)で協議会長表彰を受けました。これら経験を踏まえ、当会で検討した内容を提出させていただきます。